

愛知県職員生活協同組合員の皆さま向け
医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)【無配当】

万が一に備えているから、 安心して働けます!

団体扱の為、
保険料は給与引き取り

保障は一生涯、
保険料は加入時のまま※

かんたんな健康告知で
お申込み可能
(裏面をご覧ください)

保障はご退職後も
継続可能
(ご退職後は保険料率が
□座振替料率に変わります)



※更新タイプの特約を除く



保険はあなたの「もしも」の時を支える大切な備えです。

基本プランがおすすめ

短期入院でも
自己負担となる費用をカバー



グレートアップ

がん治療充実プランがおすすめ

がんになってしまった場合、高額になることが
ある自由診療等のがん治療をサポート



グレートアップ

女性プランがおすすめ

女性特有の病気や
3大疾病の治療をサポート





愛知県職員生活協同組合員の皆 安心できる未来の生活

医療総合保険 入院・手術の保障をしっかりと備えるプラン

○終身保障 病気・ケガの保障が一生継続します！

基本プラン

主契約

特則

入院に備える 日帰り入院から保障！

●疾病入院給付金 ●災害入院給付金



病気やケガで所定の入院をされたとき

1回の入院につき60日/
保険期間を通じて1,095日

1日につき **5,000円**

手術・放射線治療に備える

●手術給付金 ●放射線治療給付金

約1,000種類の
手術をカバー！

何度でも!!



公的医療保険制度の給付対象の手術・放射線
治療または骨髄等の採取術を受けられたとき*

お支払いの対象外となる手術・放射線治療や、
お支払回数に制限がある場合があります。

手術の種類により
1回につき **20・10・5・2.5万円**
放射線治療
1回につき **5万円**

短期入院に備える

<初期入院保障特則>



病気やケガで1~9日間の所定の入院をされたとき

初期入院保障特則の対象となる入院(1~9日
間の入院)をされたときは、日数に応じた主契
約の入院給付金はお支払いしません。

入院給付金日額×10日分

一律 **5万円**

グレードアップ

がん治療充実プラン

追加
オプション
1

がんの自由診療等に備える ⚠

<がん特定治療保障特約>



がんの治療のため、公的医療保険制度における患者申出療養・評価療養(先進
医療を除きます)または対象病院で所定の自由診療を受けられたとき*

患者申出療養・評価療養・自由診療については
パンフレット等にてご確認ください。

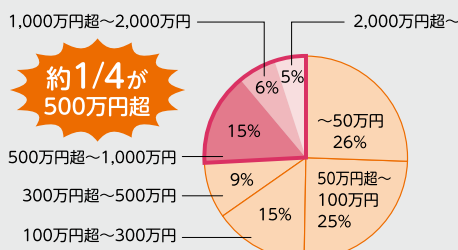
保険期間:5年 保険料払込期間:5年

診療にかかわる費用と同額

通算 **1億円**まで

最新の
医療事情

公的医療保険制度の対象とならない
自由診療等を受ける場合、費用が高額となる場合があります。



保険診療から未承認薬や適応外薬を使用することのある自由診療に移られる場合、治療費は
公的医療保険制度の対象外となり、全額自己負担となります。

出典:「がん治療に関する調査」東京海上日動あんしん生命調べ(2021年1月)
※数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。



団体保険料率B(単位:円) 保険期間・保険料払込期間:終身

(2025年8月現在)

月払保険料例	性別	男 性				女 性			
	年齢	20歳	30歳	40歳	50歳	20歳	30歳	40歳	50歳
基本プラン		1,797円	2,337円	3,439円	5,699円	2,060円	2,541円	3,162円	4,359円
がん治療充実プラン		2,334円	2,883円	3,999円	6,342円	2,623円	3,138円	3,892円	5,206円
女性プラン		—	—	—	—	2,675円	3,246円	3,947円	5,294円

解約について

保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

付加される特約・特則は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。特則のみの解約はできません。

解説①「上皮内新生物」

がん細胞が「上皮」と呼ばれる
ているものを指します。上皮と
の粘膜や皮膚をおおっている
です。

⚠ がんについて保障の

- 不担保期間終了までにがんに罹
また、「特定疾病保険料払込免除
- がんの診断確定は、病理組織学

さま向けのお得な保険に入って、 の準備をしましょう！

契約年齢 0歳～75歳

保障内容

1入院60日型、手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型:Ⅲ型、
初期入院保障特約、通院特約、先進医療特約、女性疾病保障特約
がん特定治療保障特約、特定疾病保険料払込免除特約

今回ご案内する商品	メディカルNEO 医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)【無配当】(引)受保険会社：東京海上日動あんしん生命保険株式会社				
保障分野の種類	☐ 病気(がんを含む)・ケガの保障	☐ 介護の保障	☐ 死亡時の保障	☐ 資金の準備	

特約

保険料の負担 に備える ⚠

<特定疾病保険料払込免除特約>



初めて悪性新生物と診断確定されたときや、
心疾患*4・脳血管疾患で所定の手術または
継続20日以上入院治療を受けられたとき

上皮内新生物は対象になりません 解説①

将来の保険料のお払込みが

不要

入院前・退院後の通院 に備える

<通院特約>



病気やケガの入院前・退院後に
所定の通院をされたとき

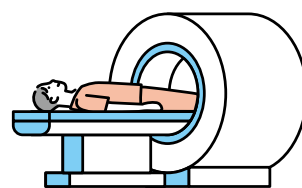
1回の入院につき30日/保険期間を通じて1,095日

入院前 60日以内 退院後 180日以内
<入院の原因が3大疾病 解説② の場合:730日以内>

1日につき **3,000円**

先進医療 に備える

<先進医療特約>



公的医療保険制度における所定の
先進医療を受けられたとき*2

保険期間:10年 保険料払込期間:10年

先進医療にかかわる技術料と同額

通算 **2,000万円**まで

グレードアップ

女性プラン

追加オプション 2 女性特有の病気 に備える <女性疾病保障特約>



女性特有の疾病や3大疾病

解説② で所定の入院をされたとき 1日につき **5,000円**

1～9日間の所定の
入院をされたとき

特約の入院給付金日額×10日分

一律 **5万円**

初期入院保障特約の
対象となる入院

1～9日間の入院をしたときは、日数に応じた
特約の入院給付金はお支払いしません。

乳がん(悪性新生物)で
乳房再建術を受けられたとき

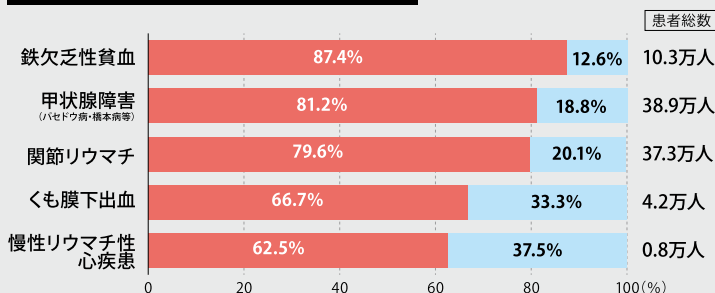
1回 **100万円**

上皮内新生物は対象になりません 解説①

女性の方がリスクが高い病気があります

主な病気の患者総数に占める女性の割合

■ 女性 ■ 男性



[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%にならない場合があります。
出典:厚生労働省「平成29年 患者調査」より当社作成

とは！
場所の内側にとどまっ
は、胃や腸などの臓器
表面の浅い部分のこと

解説② 「3大疾病」とは！

日本人の死因上位3位である
以下の3つの病気のことです。

- ①がん(悪性新生物・上皮内新生物)
- ②心疾患*4 ③脳血管疾患



このご案内は、商品の概要をご説明したものです。詳細につき
ましては、「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要/注意
喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

*1～*4の注意書きについては、裏面の詳細欄にてご確認ください。

お申込みは
裏面を
チェック
しよう

開始までの90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

患した場合、がんによる給付金等のお支払いはいたしません。この場合、不担保期間終了後に新たにがんと診断確定されても、がんによる給付金等はお支払いいたしません。
特約による保険料の免除もいたしません。

的所見により日本の医師または歯科医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合、その他の所見を認めることがあります。

お申込み方法

下記**4項目**(男性は3項目)が
すべて「いいえ」の場合にお申込みいただけます



- Check1** 現在、病気やケガで入院中、または入院が手術をすすめられていますか？
- Check2** 過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか？
- Check3** 今までに、「がん※」または「上皮内がん※」と診断されたことがありますか？
- Check4** 現在、妊娠していますか？(女性のみ)

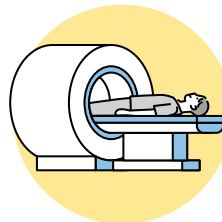
●選択する特約・特則によって追加で告知が必要な場合があります。 ※「がん」「上皮内がん」に含まれるものの例:癌・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫・子宮頸部高度異形成

人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

☒ 予防・未病 ☐ 病気の時 ☐ 介護の時 ☐ その他 **電話サービス**

人間ドック・脳ドック・がんPET検診を実施している提携医療機関の中から、お客様のご要望に合った施設のご紹介と予約を行います。

- ご契約者様向けの優待料金^{*1}でご利用いただけます。
- がんPET検診以外にもMRIやヘリカルCT、マンモグラフィ等の高度医療機器や腫瘍マーカー(血液検査)等オプション検査^{*2}も充実しています。



※1 医療機関・検査内容によっては、割引が適用されない場合もあります。 ※2 オプション検査のみの受診はできない場合があります。

医療機関一覧は
こちら



0120-633-877

受付時間 ▶ 平日 9:30~17:30

土日・祝日、8/12~8/16、
12/29~1/5を除きます。

ご家族もご利用できます！

ご契約者様 限定

「もしも」のときに頼れる医療アドバイザー メディカルアシスト

メディカルアシストとは…契約者様・被保険者様とご家族様が受けられるサービスです。



こんな
とき

こどもが夜中に40度近い熱を出した。
診てくれる病院はあるだろうか。

お客様のご要望に応じた医療機関をご案内します。
夜間・休日の救急医療機関や旅先での最寄りの医
療機関も即座に検索し、所在地、道順、診療科目、
受付時間などの詳細情報をご提供します。



こんな
とき

出勤途中に急にめまいがした。
病院に行くべきか誰かに相談したい。

現役の救急専門医と経験豊富な看護師が常駐し
ており、突然の病気やケガなど緊急の場合の対処
方法をアドバイスします。また一般の健康相談に
は、看護師がアドバイスします。

常駐の医師または看護師が24時間365日いつでも電話でお応えいたします。

0120-363-992

- 先進医療特約・がん特定治療保障特約は、最長90歳まで自動更新が可能です。更新後保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率によって計算しますので、更新前の保険料と異なる場合があります。
- 当社は東京海上日動あんしん生命より保険業務の委託を受けてお客様からいただいた個人情報を、生命保険およびこれに付随・関連するサービス等の業務の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。
- *1 骨髄等の採取術は、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回を限度としてお支払いします。放射線治療給付金は、60日間に1回を給付限度とします。
- *2 先進医療とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等で行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象になっていた場合等は、先進医療とはいいません。また、公的医療保険制度に基づき給付の対象になる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等はお支払いの対象にはなりません。
- *3 次の費用は給付金のお支払い対象になりません。(■患者申出療養または評価療養の場合は、公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用 ■選定療養にかかわる費用(差額ベッド代等をいいます。))
および先進医療にかかわる技術料 ■遺伝子パネル検査にかかわる費用)
- *4 「心疾患」には、高血圧性心疾患は含まれません。

各プランの年齢別保険料(団体B扱・月払) 保険期間・保険料払込期間:終身

ご契約年齢 (歳)	男性		女性		
	基本プラン	がん治療充実プラン	基本プラン	がん治療充実プラン	女性プラン
0	1,589	2,111	1,584	2,112	ご契約いただけません。
1	1,558	2,080	1,579	2,107	
2	1,527	2,049	1,566	2,094	
3	1,499	2,020	1,558	2,085	
4	1,483	2,004	1,553	2,080	
5	1,465	1,986	1,558	2,085	
6	1,450	1,971	1,566	2,093	1,931
7	1,453	1,974	1,587	2,114	1,957
8	1,454	1,974	1,611	2,137	2,001
9	1,463	1,983	1,630	2,156	2,035
10	1,482	2,002	1,667	2,193	2,087
11	1,500	2,021	1,697	2,224	2,137
12	1,520	2,042	1,731	2,258	2,186
13	1,548	2,071	1,764	2,292	2,239
14	1,572	2,096	1,808	2,338	2,303
15	1,600	2,125	1,844	2,377	2,354
16	1,637	2,164	1,886	2,422	2,421
17	1,658	2,188	1,931	2,472	2,486
18	1,699	2,232	1,970	2,518	2,540
19	1,750	2,287	2,013	2,568	2,608
20	1,797	2,334	2,060	2,623	2,675
21	1,835	2,372	2,113	2,679	2,748
22	1,878	2,416	2,176	2,744	2,826
23	1,926	2,464	2,223	2,794	2,893
24	1,974	2,513	2,275	2,848	2,960
25	2,020	2,561	2,323	2,899	3,013
26	2,074	2,616	2,371	2,950	3,071
27	2,135	2,679	2,412	2,995	3,122
28	2,201	2,745	2,452	3,039	3,162
29	2,268	2,812	2,500	3,092	3,210
30	2,337	2,883	2,541	3,138	3,246
31	2,430	2,976	2,584	3,190	3,304
32	2,520	3,067	2,636	3,252	3,356
33	2,611	3,158	2,684	3,310	3,404
34	2,706	3,254	2,740	3,378	3,465
35	2,820	3,369	2,787	3,437	3,517
36	2,931	3,482	2,857	3,521	3,592
37	3,055	3,608	2,928	3,607	3,673
38	3,170	3,725	2,991	3,686	3,751
39	3,303	3,861	3,069	3,781	3,834
40	3,439	3,999	3,162	3,892	3,947
41	3,622	4,188	3,252	3,999	4,047
42	3,797	4,368	3,357	4,122	4,167
43	3,981	4,559	3,460	4,243	4,285
44	4,195	4,780	3,575	4,372	4,410
45	4,411	5,004	3,694	4,503	4,544
46	4,641	5,242	3,819	4,637	4,689
47	4,882	5,492	3,946	4,770	4,826
48	5,139	5,760	4,070	4,900	4,970
49	5,417	6,049	4,210	5,047	5,125
50	5,699	6,342	4,359	5,206	5,294
51	6,021	6,676	4,517	5,371	5,477
52	6,370	7,036	4,689	5,551	5,669
53	6,728	7,406	4,859	5,731	5,869
54	7,119	7,810	5,049	5,929	6,079
55	7,539	8,243	5,242	6,128	6,297
56	7,933	8,651	5,423	6,301	6,503
57	8,362	9,094	5,628	6,496	6,743
58	8,810	9,556	5,846	6,704	6,986
59	9,274	10,033	6,069	6,916	7,239
60	9,737	10,509	6,306	7,144	7,516
61	10,183	10,967	6,549	7,379	7,794
62	10,628	11,421	6,806	7,629	8,111
63	11,080	11,880	7,078	7,893	8,428
64	11,531	12,336	7,356	8,162	8,766
65	12,003	12,811	7,651	8,447	9,121
66	12,457	13,267	7,954	8,739	9,484
67	12,956	13,767	8,272	9,046	9,877
68	13,455	14,266	8,601	9,365	10,271
69	13,987	14,796	8,947	9,701	10,692
70	14,524	15,330	9,334	10,082	11,164
71	15,049	15,851	9,781	10,521	11,701
72	15,611	16,407	10,269	11,004	12,284
73	16,203	16,994	10,780	11,511	12,910
74	16,833	17,619	11,340	12,067	13,585
75	17,518	18,298	11,935	12,656	14,305

保険料は2025年4月1日の満年齢で計算します。(計算基準日:2025年4月1日) 保険料は毎月の給与から控除します。

☒ すべて確認し
してください

☒ 12時
す
か
に
し
て
く
だ
さ
い

(基本保障・無解約返戻金型)生命保険意向確認書・契約申込書・告知書

申込書・告知書ご記入にあたって

2名以上申込される場合は、生協までご連絡ください。
提出ください。

証券番号

イ

	基本 プラン	がん充実 プラン	女性 プラン
***** *****	☐	☐	☐
***** *****	終身	終身	終身
***** *****	5,000円	5,000円	5,000円
***** *****	60日型	60日型	60日型
***** *****	Ⅲ型	Ⅲ型	Ⅲ型
***** *****	付加する	付加する	付加する
***** *****	付加する	付加する	付加する
***** *****	付加する	付加する	付加する
***** *****	付加する	付加する	付加する
***** *****			
***** *****		付加する	
***** *****			5,000円
***** *****			主契約と同じ
***** *****			付加する

※1 ご記入がない場合は0倍とします。

※2 初期入院保障特則と入院一時給付金特約は同時付帯できません。

※3 保険期間・払込期間は主契約と同一になります。

被保険者の職業

事務

営業

自動車運転

金属製造加工業

建設作業

主婦(主夫)

学生・未就学児童

無職

その他

か手術をすめられていますか。

上の入院をしたことがありますか。

でも「はい」の場合、ご契約はお受けできません。

院支払日数無制限特約、特定悪性新生物保険金前払特約、がん特定治療保障ご回答ください。

ん(注)と診断されたことがありますか。

:癌、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、子宮頸部高度異形成

の場合、ご契約はお受けできません。

- 1

「はい」「いいえ」のいずれかに必ず○をご記入ください。
- 2

もれなくすべてご記入ください。
社員コードは、DもしくはEで始まる7桁の組合員番号をご記入ください。
- 3

契約者と被保険者が異なる場合のみご記入ください。
住所・電話について契約者と同じ場合は、記入不要です。
- 4

基本、がん充実、女性のプラン欄のいずれかに○を付けてください。
- 5

パンフレットP.5から保険料を転記ください。記載された保険料に誤りがある場合は確認のうえ、生協にて訂正させていただきます。
- 6

告知書を記入した日をご記入ください。
また、被保険者の職業をご選択ください。
- 7

1～4の質問事項をお読みいただき、回答をお願いします。
質問1の「手術」には開腹術などのように患部を切開し病巣を摘出する手術のほか、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・レーザーによる手術、対外衝撃波結石破碎術(ESWL)、帝王切開も含まれます。

契約者ご本人様

がご記入ください。

自署欄はフルネームでご署名ください。

被保険者ご本人様

がご記入ください。

自署欄はフルネームでご署名ください。

保障内容は契約者・被保険者の訂正署名が必要です。

基本 プラン	がん充実 プラン	女性 プラン
☐	☒	☐
あんしん	あんしん	花子
あんしん	太郎	

告知書面は被保険者の訂正署名が必要です。

告知日

令和 7 年 10 月 2 日

告知の大切さに関するご案内

告知書記入の前に必ずご確認ください。

告知書は被保険者ご自身がありのまを
正確にもれなくご記入ください。
当社の担当者に口頭でお話しされても
告知をいただいたことにはなりません。



告知の内容が正しくないと、
ご契約が解除になり保険金・給付金をお受け取りいただけない場合があります。

※保険料のお払込みの免除に関しても、お払込みを免除できない場合があります。



新たな保険契約への切替の場合も、
あらためて告知してください。



電話または訪問にて、東京海上日動あんしん生命または
東京海上日動あんしん生命の委託した会社の担当者が、
告知内容等についてご確認ください
いただく場合があります。

- ① ご契約お申込後
- ② 保険金給付金などご請求時



告知すべき内容を後日思い出された場合には、当社の担当者までご連絡ください。

⚠️ ご注意

給付金などのお支払について

入院給付金等の各種給付金は、ご契約の責任開始期(※1)以後に発生した不慮の事故あるいは発病した疾病を原因として治療を受けた場合にお支払いいたします。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した不慮の事故あるいは発病した疾病を直接の原因とする入院・手術等をされた場合は、給付金等のお支払の対象となりません。

ただし、責任開始期前に発病した疾病を原因とする場合でも、次の①と②に該当し、かつ被保険者の身体に生じた症状について保険契約者及び被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合には、責任開始期以後に生じた疾病等とみなして、給付金等をお支払する場合があります。

①責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。

②責任開始期前に、被保険者が健康診断による異常の指摘を受けたことがない。

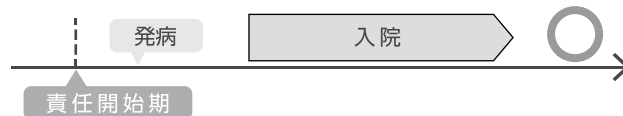
*ご契約の責任開始日からその日を含めて2年経過後に入院を開始した場合や、手術・放射線治療を受けた場合は、責任開始期以後の原因によるものとみなして、保険金・給付金のお支払に関する規定を適用します。

(※1)責任開始期とは、ご契約上の保障(責任)が開始される時期をいいます。

責任開始期前の発病などについて(例)

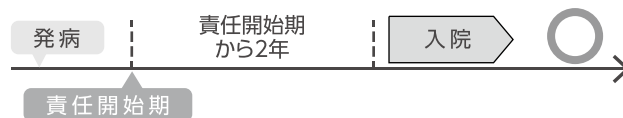
お支払いできる場合

ご契約の**責任開始期以後**に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合



責任開始期以後の発病による入院のためお支払いします。

ご契約の**責任開始期前**に発病した「椎間板ヘルニア」により、**責任開始期から2年を経過して入院**を開始された場合



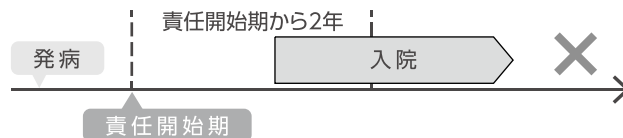
責任開始期から2年を経過して開始した入院のためお支払いします。

責任開始期前に発生した不慮の事故、その他外因または発病した疾病を直接の原因として入院したときでも、責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして、疾病入院給付金を支払います。

⚠️ ご注意

お支払いできない場合

ご契約の**責任開始期前**に発病した「椎間板ヘルニア」により、**責任開始期から2年以内に入院**を開始された場合



責任開始期前からの発病による入院のためお支払いできません。

〈ご注意いただきたい点〉

- 保険金・給付金等は、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、支払事由にした場合にお受け取りいただけます。支払事由等の詳細については、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 以下の場合はお引受の可否について、東京海上日動あんしん生命で得た種々の情報に基づいて決定し、別途ご案内することがあります。
 - ・過去に東京海上日動あんしん生命で引受延期・特別条件付契約(不成立契約を含みます)、保険金・給付金等の請求歴、契約解除歴などがある場合

ご契約希望の皆様へ

- ①この「重要事項説明書」には、ご契約前に必ずご確認ください大切なことがらを記載しています。ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。お申し込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。
- ②この「重要事項説明書」は、パンフレット記載のプランを対象としており、本団体招募集では左記以外の契約は取り扱っていません。
- ③本団体扱契約のご契約者は、愛知県職員生活協同組合の組合員の方に限ります。

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は「ご契約のしおり」、「約款」に記載していますのでご確認ください。

メディカルKit NEO[無配当]

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)

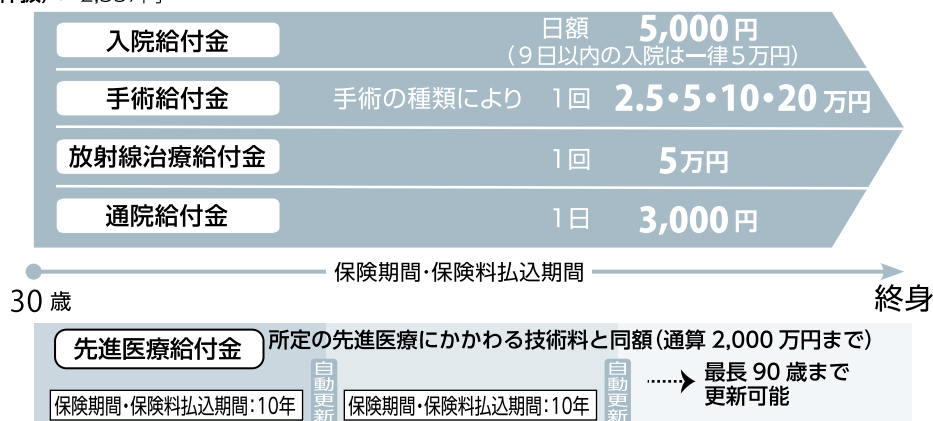
特長

- 病気やケガによる所定の**入院・手術・放射線治療の保障を一生涯確保**できます。

仕組み

ご契約例 (計算基準日:2026年2月1日)

- ・ご契約年齢 ▶ 30歳(男性) ・入院給付金日額 ▶ 5,000円
- ・入院給付金の支払限度の型 ▶ 60日型(1入院の支払限度日数:60日)
- ・手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型 ▶ III型
- ・初期入院保障特則付加
- ・特定疾病保険料払込免除特則付加
- ・通院特約 ▶ 1日につき3,000円
- ・先進医療特約 ▶ 通算2,000万円
- ・月払保険料(団体扱) ▶ 2,337円



▶ この保険に付加できる特約については、P.13～P.16をご参照ください。

解約返戻金

- 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
- 付加される特約・特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- ご契約を途中でおやめになると、解約返戻金はまったくないか、あってもお払込保険料の合計額に比べ、ごくわずかな額となります。

契約者配当

- この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

主契約の保障内容

保険金・給付金等の種類		お支払事由の概要	お支払いする保険金額・給付金額等	ご注意事項
疾病入院給付金		病気で所定の入院をしたとき	入院給付金日額×入院日数 支払限度日数 1回の入院につき：60日 保険期間を通じて：1,095日	1
災害入院給付金		不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の入院をしたとき	入院給付金日額×入院日数 支払限度日数 1回の入院につき：60日 保険期間を通じて：1,095日	1
手術給付金		以下の①または②に該当したとき ①病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、手術料の算定対象として列挙されている所定の手術を受けたとき ②造血幹細胞移植に用いる骨髄または末梢血幹細胞の提供を目的とする骨髄等の採取術を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率(注) (注)手術の種類により5・10・20・40倍	2
放射線治療給付金		病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、放射線治療料の算定対象として列挙されている所定の放射線治療を受けたとき	入院給付金日額×10	3
保険料払込みの免除		以下の①または②に該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。 ①病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき ②不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき		—
特 則	初期入院保障特則	入院日数が1日以上9日以内の場合、 疾病入院給付金 または 災害入院給付金 のお支払額は、上記にかかわらず 入院給付金日額×10 となります。		4
	特定疾病保険料払込免除特則	上記の 保険料払込みの免除 のほか、以下の①または②に該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。 ①初めて悪性新生物(*)と診断確定されたとき ②心疾患または脳血管疾患(*)により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき		5

(*) 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。

- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由または特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由または特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

<ご注意事項>

1 疾病入院給付金・災害入院給付金について

- 同一の疾病(※)により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、1回の入院とみなします。
(※)医学上重要な関係がある疾病を含みます。
- 同一の不慮の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、1回の入院とみなします。
- 疾病入院給付金と災害入院給付金のお支払事由が重複する場合、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は重複してお支払いしません。

2 手術給付金について

- 給付倍率は、手術の種類に応じて下記のとおりです。

手術の種類			給付倍率
①	開頭手術(*1)、四肢切断術(*2)、脊髄腫瘍摘出術、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術(*3)		40倍
②	開胸・開腹手術(*4)	a. 悪性新生物に対する手術 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する手術	40倍
		b. 上記a. 以外の手術	20倍
③	胸腔鏡、縦隔鏡、腹腔鏡を用いた手術		20倍
④	骨髄等の採取術		10倍
⑤	上記①～④に該当しない手術	a. 疾病入院給付金または災害入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術	10倍
		b. 上記a. 以外(外来)の手術	5倍

(*1)穿頭術は含みません。(上記⑤の対象になります。)

(*2)手指・足指を除きます。(上記⑤の対象になります。)

(*3)日本国内で臓器の移植に関する法律に沿って行われたものに限り、臓器の提供者を受ける患者を対象とし、臓器の提供者は対象となりません。

(*4)帝王切開娩出術を除きます。(上記⑤の対象になります。)また、胸腔鏡、縦隔鏡、腹腔鏡を用いた手術は含みません。

- 次の手術はお支払いの対象となりません。

傷の処置(創傷処理、デブリードマン)、切開術(皮膚、鼓膜)、骨・関節の非観血整復術、非観血整復固定術および非観血的授動術、抜歯、異物除去(外耳、鼻腔内)、鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)、魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

上記のほか、レーザー屈折矯正手術(レーシック)など、手術を受けた時点で医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となっていない手術は、お支払いの対象となりません。(事例は2025年7月現在)

- 手術を同一の日に複数回受けた場合や、医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術を受けたときなど、お支払回数に制限がある場合があります。
- 骨髄等の採取術については、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回をお支払いの限度とします。

3 放射線治療給付金について

- 所定の放射線治療には電磁波温熱療法を含みます。また、対象となる放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります。(血液照射は対象になりません。)
- お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、給付金が支払われる最後の受療から60日以内の受療は対象になりません。

4 初期入院保障特則について

- この特則により疾病入院給付金または災害入院給付金をお支払いした場合、その疾病入院給付金または災害入院給付金のお支払日数を10日として通算支払日数に算入します。
- この特則により入院給付金をお支払いした後で、同一の疾病(※1)により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院し、入院日数の合計が10日を超えるときは、合計入院日数から10日を差し引いて入院給付金をお支払いします(※2)。(同一の不慮の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合のお取扱いも同じです。)
(※1)医学上重要な関係がある疾病を含みます。
(※2)1回の入院についての支払限度日数または保険期間を通じた支払限度日数を限度とします。

5 特定疾病保険料払込免除特則について

- 悪性新生物による保険料払込みの免除について、次の点にご注意ください。
 - ・責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを不担保期間とし、不担保期間終了まで（責任開始期前を含みます。）に悪性新生物に罹患した場合（※1）、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。この場合、不担保期間終了後に新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。
 - ・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
- （※1）ご契約の際、当社が告知等により知っていた悪性新生物を除きます。
- 心疾患・脳血管疾患による保険料払込みの免除事由のうち、「所定の手術」「継続20日以上入院治療」とは、次のとおりです。
 - ・所定の手術とは、手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療（※2）に該当する手術をいいます。
 - ・継続20日以上入院治療とは、疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院が継続して20日以上であるものをいいます。
- （※2）先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。
療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。
- 保険料払込みの免除の対象となる悪性新生物（※3）、心疾患（※4）、脳血管疾患は、普通保険約款の別表に定めるものとします。
 - （※3）「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版（2012年改正版）」等により悪性新生物に分類されるものをいいます。上皮内新生物や良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。
 - （※4）高血圧性心疾患は対象となりません。

特約の保障内容



ご注意（お支払いの対象となるがんおよびがんに関する不担保期間について）

がんを保障する特約（がんを含む特定の疾病を保障する特約を含みます。）については、次の点に特にご注意ください。

- がんを保障する特約において、お支払いの対象となるがんは下表のとおりです。
また、特約によっては、がんに関して不担保期間を次のとおり設けているものがあります。

不担保期間とは

「主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日まで」の期間をいいます。

（○：お支払いの対象、×：お支払いの対象外）

特約		お支払いの対象となるがん（※1）		不担保期間の取扱い
		悪性新生物	上皮内新生物	
1 通院特約		○	○	不担保期間はありません。
3 がん特定治療保障特約		○	○	不担保期間終了日の翌日を特約の責任開始日とし、その日から特約上の保障を開始します。不担保期間終了まで（※2）にがん（※3）と診断確定された場合（※4）は、特約は無効となり、 <u>保険金・給付金等のお支払いはいたしません。</u>
4 女性疾病保障特約	乳房再建給付金	○ （乳房のみ）	×	不担保期間終了まで（※2）にがん（※3）に罹患した場合（※4）、 <u>がんによる保険金・給付金等のお支払いはいたしません。</u> この場合、不担保期間終了後に新たにがん（※3）に罹患されても、 <u>がんによる保険金・給付金等のお支払いはいたしません。</u>
	入院給付金	○	○	不担保期間はありません。

（※1）「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版（2012年改正版）」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。がんおよびその他のお支払いの対象となる疾病について、詳細は特約条項の別表をご参照ください。

（※2）責任開始期前を含みます。

（※3）悪性新生物および上皮内新生物をいいます。

（※4）ご契約の際、当社が告知等により知っていたがん（※3）を除きます。

- がんに関する診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

特約の概要

1 通院特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額
通院給付金	主契約の入院給付金が支払われる入院をし、かつ、入院の原因となった病気やケガの治療を目的として以下のいずれかの期間内に所定の通院をしたとき ○入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内 ○退院日の翌日からその日を含めて180日以内（入院の原因となった疾病が3大疾病（がん、心疾患（*）、脳血管疾患）の場合は730日以内）	<u>通院給付金日額 × 通院日数</u> 支払限度日数 1回の入院につき：30日 保険期間を通じて：1,095日

（*）「心疾患」には、高血圧性心疾患は含まれません。

- 同一の日に2回以上通院した場合や、同一の日に複数の事由で通院した場合は、1回の通院とみなします。
- 入院給付金のお支払いの対象となる日に通院した場合は、通院給付金はお支払いしません。
- 退院日の翌日から180日以内に再入院した場合で、次のいずれかに該当するときは、この特約においては1回の入院とみなし、1回の入院についての支払限度日数を適用します。（入院の原因が同一の疾病または傷害であるか否かを問いません。）
 - ・入院の原因がいずれも3大疾病である場合
 - ・入院の原因がいずれも3大疾病以外の疾病または傷害である場合
- 次のいずれかに該当した場合、この特約は消滅します。
 - ・主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数が、いずれも保険期間を通じて1,095日に達したとき
 - ・通院給付金の支払日数が、保険期間を通じて1,095日に達したとき

2 先進医療特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額
先進医療給付金	病気やケガにより、公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき	<u>先進医療にかかわる技術料と同額</u> 支払限度額 保険期間を通じて：2,000万円

- 先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。
療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象となりません。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により先進医療給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、先進医療給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 先進医療給付金のお支払額が、保険期間を通じて2,000万円に達した場合、この特約は消滅します。

3 がん特定治療保障特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額
特定治療給付金	がんの治療を直接の目的として、以下のいずれかの診療（※1）が行われる入院または通院をしたとき ○公的医療保険制度における所定の患者申出療養（※2）または所定の評価療養（先進医療を除きます。）による診療 ○公的医療保険制度の給付対象とならない診療（自由診療といいます。ただし、所定の病院において行われるものに限ります。）	診療にかかわる費用と同額 支払限度額 保険期間を通じて：1億円

（※1）診療とは、医師による診察・検査、薬剤または治療材料の支給、処置・手術その他の治療に該当する医療行為をいいます。

（※2）療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取消等により患者申出療養でなくなっている場合を除きます。

- この特約には、90日の不担保期間があります。お支払いの対象となるがんおよび不担保期間についての詳細は、[P.13の「⚠️ご注意」](#)をご参照ください。

- 自由診療において対象となる所定の病院とは、診療を受けた時点で、厚生労働大臣による指定または承認を受けている次のいずれかの病院等をいいます。

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定機能病院 ・ 都道府県がん診療連携拠点病院 ・ 地域がん診療連携拠点病院 ・ 特定領域がん診療連携拠点病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域がん診療病院 ・ がんゲノム医療中核拠点病院 ・ がんゲノム医療拠点病院 ・ がんゲノム医療連携病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小児がん中央機関 ・ 小児がん拠点病院 |
|--|---|--|

- 給付金のお支払いの対象となる費用は、医学的に効果が認められたがんの治療を直接の目的とする診療の費用とし、診療を受けた病院等に支払うべき費用に限りま。ただし、次の費用は除きます。

- ・ 公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用（被保険者の一部負担金を含みます。）
- ・ 選定療養にかかわる費用（差額ベッド代等をいいます。）および先進医療にかかわる技術料
- ・ 遺伝子パネル検査にかかわる費用

- 診療にかかわる費用のうち、医薬品に係る費用については、医薬品の使用方法に応じて、下表の金額を限度（※3）とします。

	医薬品の使用方法	金額
①	医薬品の適応外使用による場合	厚生労働省告示に定める薬価基準に掲載された医薬品の薬価の2.5倍を基準とし、がんの治療に使用された医薬品の用量に応じて計算した金額
②	厚生労働大臣による製造販売の承認を受けていない医薬品を使用する場合（※4）	次のア、またはイ、のいずれか大きい金額 ア. 医薬品の販売単価（※5）の2.5倍を基準とし、がんの治療に使用された医薬品の用量に応じて計算した金額 イ. 500万円（一連の診療過程において使用される医薬品に係る費用を通算します。）

（※3）一連の診療過程において上表①および②に該当する医薬品をいずれも使用する場合は、上表①および②ア.の合計額または②イ.のいずれか大きい金額を限度とします。

（※4）厚生労働大臣による製造販売の承認を受けているものの、厚生労働省告示に定める薬価基準に掲載されていない医薬品を含みます。

（※5）医薬品の販売価格は、約款の規定にしたがって薬価基準上の直近の外国平均価格を円換算することなどにより算出します。

- 診療計画（※）において、遺伝子パネル検査、がんの手術後に行われる形成再建手術等が含まれるときは、その診療を受けなかったとしても特定治療給付金のお支払事由に該当する場合に限り、特定治療給付金をお支払いします。

（※）入院診療または外来診療に関する診療計画をいいます。

- 公的医療保険制度の改正または医療技術・医療環境の変化により特定治療給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、特定治療給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

- 特定治療給付金のお支払額が、保険期間を通じて1億円に達した場合、この特約は消滅します。

4 女性疾病保障特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額等
入院給付金	3大疾病(がん、心疾患(*)、脳血管疾患)を含む特定の病気で所定の入院をしたとき	$\text{この特約の入院給付金日額} \times \text{入院日数}$ 支払限度日数 主契約と同じ
乳房再建給付金	乳房の悪性新生物で乳房を切除し、所定の乳房再建手術を受けたとき	$\text{この特約の入院給付金日額} \times \text{乳房再建給付金倍率 (200倍)}$ 支払限度回数 1乳房につき：1回
初期入院保障特則	入院日数が1日以上9日以内の場合、入院給付金のお支払額は、上記にかかわらず $\text{この特約の入院給付金日額} \times 10$ となります。	

(*)「心疾患」には、高血圧性心疾患は含まれません。

- この特約の乳房再建給付金には、90日の不担保期間があります。お支払いの対象となる悪性新生物および不担保期間についての詳細は➡P.13の「⚠️ご注意」をご参照ください。
- 初期入院保障特則による入院給付金をお支払いしたときは、その入院給付金のお支払日数を10日として通算支払日数に算入します。
- 次の条件のすべてを満たした場合、この特約は消滅します。
 - ・入院給付金の支払日数が保険期間を通じて1,095日に達したこと
 - ・乳房再建給付金が2回支払われたこと
- 入院給付金のお支払いの対象となる特定の病気について、詳細は特約条項の別表をご参照ください。

その他ご確認いただきたい事項

特約の更新について(先進医療特約・がん特定治療保障特約)

- 先進医療特約・がん特定治療保障特約について、保険期間が満了する場合で所定の要件を満たしたときは、ご契約者からのお申出がない限り、90歳まで自動的に更新されます。
- 更新後の特約の保険期間は、先進医療特約は10年、がん特定治療保障特約は5年です。(ただし、当社の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります。)
- がん特定治療保障特約が更新された場合、がんによる給付金のお支払いに関して、90日の不担保期間があらためて適用されることはありません。
- 特約が更新された場合、特約の給付金のお支払いおよび保険料払込みの免除については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。このため、特約の給付金の支払限度については、更新前後の支払額等を通算して適用します。
- 更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します。(通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。)
- 更新後の特約には、更新時の特約条項が適用されます。

ご検討に際してご留意いただきたい点

- 主契約および特約に関して「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消の場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- 実際のご契約内容(保険期間・給付金日額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書等の該当箇所をご参照ください。
- 本団体扱契約にご加入いただく場合、付加できる特約の範囲や支払限度の型等に制限があります。また、死亡保険金を担保するご契約のお取扱いや、超保険(東京海上グループの生損保一体型保険)まとめて割引の適用はありません。

生命保険に関するご相談・お問い合わせ

当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等につきましては、カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しましては、当社の取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

あんしん生命 カスタマーセンター

 0120-016-234

受付時間

平日 9:00 ~ 18:00 / 土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、➡「ご契約のしおり」、**「約款」**に記載していますのでご確認ください。

✓ クーリング・オフについて

➡「ご契約のしおり(ご契約に際して)」P45~

1

クーリング・オフ(お申込みの撤回やご契約の解除)ができます。

お申込者またはご契約者は、「**ご契約のお申込日**」または「**第1回保険料相当額の領収日(※)**」のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、**郵便または当社ホームページ**でクーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

(※) 第1回保険料相当額をクレジットカードによりお払い込みいただく場合は、当社がクレジットカードの有効性等を確認した日をいいます。また、団体経由でお払い込みいただく場合は、団体代表者が取りまとめた第1回保険料相当額が当社指定口座に着金した日をいいます。

クーリング・オフができない場合

- ①当社が指定した医師の診査が終了した場合
- ②既契約の内容変更の場合(特約の中途付加等)
- ③債務履行の担保のための保険契約である場合
- ④法人をご契約者とする場合

クーリング・オフのお申出方法

- クーリング・オフのお申出は郵便または当社ホームページで行うことができます。

【郵便でお申出いただく方法】

- ・ご記入例にしたがって右記住所宛に郵送してください。
- ・クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。

〒167-8080 荻窪郵便局私書箱 10 号
東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

【ご記入例】

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

①私は下記契約の申込みの撤回を行います。

②申込人(契約者) 安心 太郎(アンシン タロウ)

③住所 東京都 ×× 区○○○○

④電話番号 03-****-****

⑤証券番号 XXXXXXXXXXXX

⑥取扱者/代理店 △△保険サービス

お申込者(ご契約者)
ご自身で署名ください

⑦と⑧はすでに保険料をお払い
込みいただいた場合のみ、ご記入
ください。また、ご契約者本人名
義の口座に限ります。

⑦保険料 □□□□円

⑧返金先口座 ○○銀行 ×× 支店 普通○○○○○○○

口座名義人 アンシン タロウ

⑨クーリング・オフの理由(任意でご記入ください。)

【当社ホームページでお申出いただく方法】

- ・当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)にお申出フォームを用意していますので、入力要領にしたがってお申出ください。クーリング・オフは**入力内容の送信時**に効力が生じます。
- ・お申出フォームは、当社ホームページから「クーリング・オフ」で検索いただくか、「お客様への重要なお知らせ」等から遷移することができます。

クーリング・オフに関するご注意

- 当社はクーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフお申出の際に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、そのお申出の際に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2

最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。

■ ご契約者や被保険者には、健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ。)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で当社がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、当社指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は当社および当社指定の医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。

■ 傷病歴等がある方へのお引受け(特別条件付引受)について

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引き受けすることがあります。また、ご契約を特別な条件付(給付金の削減、特定部位の不担保等)でお引き受けすることや、お断りすることもあります。お申込みにあたって所定の診査をご利用いただく場合は、告知書等でお申し込みいただく場合とお引受条件が異なることがあります。
- 当社は、健康状態に不安のある方も加入しやすいよう引受基準を緩和した下記の商品を販売しています。この商品は、当社の他の医療保険に比べて保険料が割増しされています。
 - ・医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)

■ 告知の内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除し、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

➡ 告知義務違反になると、どうなるの？

- 告知いただくことがらは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年以内(※)であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- (※)がん特定治療保障特約は責任開始期前を含みます。

➡ 保険金・給付金等のお支払いへの影響は？

- ご契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行うことはできません(※)。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
- (※)ただし、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行います。

➡ 告知義務違反の内容が特に重大な場合は？

- 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取消を理由として、保険金給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■ ご契約内容の確認について

- 当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

3

保障は第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、
所定の手続きが完了した時から開始します。

- 金融機関からの直接振込、団体経由の払込みの場合、お申し込みいただいたご契約を当社が承諾したときは、「告知の時」または「第1回保険料相当額のお払込みが完了した時(※)」のいずれか遅い時から、当社のご契約上の保障を開始します。
(※) 団体経由の払込みの場合、団体代表者を取り纏めた第1回保険料相当額が当社指定の口座に着金した時
- ◆ 当社の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



ご注意

特約・特則によっては、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から特約上の責任を負うものや、がん(※1)に関して、責任開始期からその日を含めて90日の不担保期間(※2)を設けているものがあります。

(※1) 特定疾病保険料払込免除特則は上皮内新生物を含みません。

(※2) 不担保期間終了までにがん(※1)に罹患した場合は保障の対象となりません。

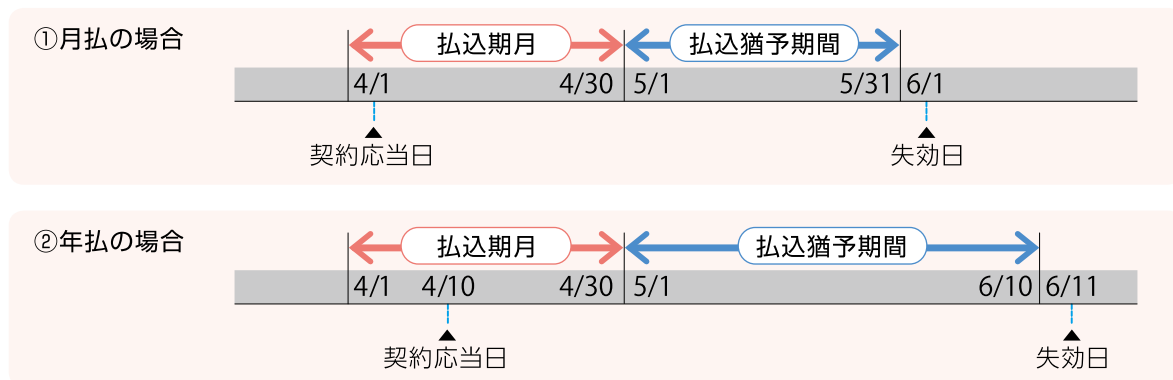
4

第2回以後の保険料は、
払込期月内に当社へお払い込みください。

払込猶予期間およびご契約の失効について

- 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込期月の翌月1日から末日(※)までを払込猶予期間として設けています。
(※) 年払のご契約の場合は、払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約応当日までとします。
- 払込猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は失効します。(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります。)

【例：払込期月と払込猶予期間】



ご契約の復活について

- 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。復活の手続き、責任開始期等の詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

5

保険金・給付金等がお支払いできない場合や、 保険料のお払込みの免除がされない場合があります。

- 次のような場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。
 - ・ 免責事由に該当した場合
例：ご契約者・被保険者の故意または重大な過失によりお支払事由に該当したとき
 - ・ 責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院給付金などのご請求の場合
(ただし、ご契約の際の告知等により当社がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります。)
 - ・ 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
 - ・ 詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合
(この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。)
 - ・ 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
例：保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
 - ・ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合



ご注意

- ・ がん特定治療保障特約は、責任開始期の前日までにがんが診断確定されていた場合(※1)、特約が無効となり、給付金のお支払いはいたしません。
- ・ 次の特約・特約は、責任開始日からその日を含めて 90 日を経過する日までにがん(※2)に罹患した場合(※1)、給付金のお支払いまたは保険料払込みの免除はいたしません。
 - ・ 特定疾病保険料払込免除特約
 - ・ 女性疾病保障特約の乳房再建給付金

(※1) ご契約の際、当社が告知等により知っていたがん(※2)を除きます。

(※2) 特定疾病保険料払込免除特約は、上皮内新生物を含みません。

6

保険金・給付金等の請求の際はすみやかに当社にご連絡ください。

- 保険金・給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり」、「約款」、当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に記載していますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金等のお支払いにあたっては、お客様からご請求いただく必要があります。保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の取扱者／代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

保険金請求のお問い合わせ先

保険金請求受付専用ダイヤル



0120-536-338

受付時間

平日 9:00 ～ 18:00 / 土曜 9:00 ～ 17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

保険金・給付金等のご請求に関するご連絡は、当社ホームページでも受け付けています。

- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
 - 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
 - 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にする親族が受取人を代理してご請求いただくことができます(※)。代理請求できる方に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
- (※) 保険料払込みの免除についても、被保険者であるご契約者のご請求できない特別な事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にする親族がご契約者の代理人としてご請求いただくことができます。



ご注意

- ・ がん特定治療保障特約の場合、給付金のお支払対象となる診療を受けることとなったときは、あらかじめ当社にご連絡いただくとともに、当社の求めに応じて診断書その他必要な書類を提出してください。
- ・ 当社は、上記の連絡を受けた場合、被保険者の同意を得て、診療に用いる医薬品の購入費等について、病院等と交渉を行うことがあります。この場合、ご契約者、被保険者および給付金受取人は当社の行う交渉に協力してください。

7

解約の際にはご注意ください。

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。



ご注意

- ・ 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
- ・ 付加される特約・特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- ・ 特則のみの解約はできません。

8

生命保険会社が破綻した場合等には、 保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

9

ご契約の乗換えはお客様にとって、不利益になることがあります。

- 保険契約の乗換え(現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご相談される場合、特に次の事項についてご注意ください。

現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- 解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項

- 新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります。(保険種類によっては、告知義務がない場合があります。)
また、新たな保険契約の責任開始日等を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
(*) 告知義務についての詳細は➡「2. 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。」(P.18)をご参照ください。
- 新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、保険金・給付金等のお支払いができません。(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません。)
- 新たな保険契約が次のいずれかに該当する場合、改めて不担保期間が適用されるため、責任開始期まで一定の期間を要する場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、保障のない期間が発生します。
・がんを保障する主契約・特約：保険期間の始期から90日間を不担保期間とします。
・介護年金保険(無解約返戻金型)(付加される特約を含みます。): 契約日から1年間を不担保期間とします。
- 新たな保険契約のお引受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。

その他のご注意事項

- 保険契約の乗換えにあたっては、以上の内容に加えて、特に次の点にご注意ください。
・現在のご契約と新たなご契約とで保障内容等が異なる場合があります。
・保険料だけでなく、保障内容等のその他の要素も考慮に入れてご検討ください。保障内容等については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・約款」、「保険証券」等により全般的にご確認ください。

生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は 各種窓口へご連絡ください。

当社のご相談窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する照会

当社の生命保険のお手続き（ご契約内容の変更等）やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しては、当社の取扱者／代理店までご相談をお願いいたします。

あんしん生命 カスタマーセンター



0120-016-234

受付時間

平日 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00

（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

当社へのご不満・ご要望

当社へのご不満・ご要望がありましたら、下記お客様相談コーナーへご連絡ください。
お客様のご意見をもとに、商品・サービスの改善を図ってまいります。

あんしん生命 お客様相談コーナー



0120-630-077

受付時間

平日 9:00～17:00

（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

一般社団法人 生命保険協会のご相談窓口について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

一般社団法人 生命保険協会 お問い合わせ先

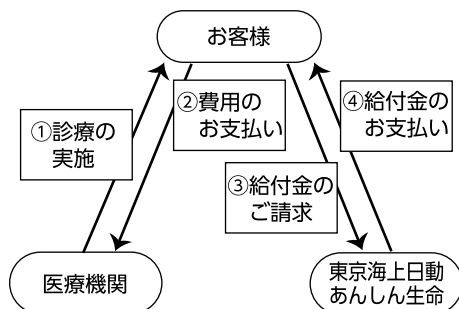
ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

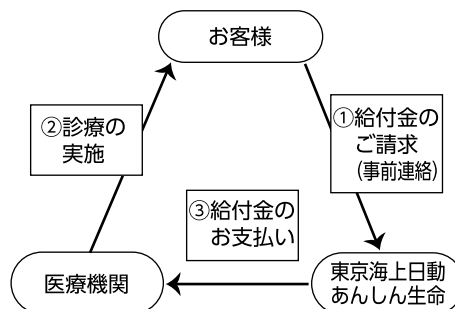
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

給付金の直接支払サービスとは

- 【例】通常の給付金請求の場合



【例】給付金の直接支払サービスご利用の場合



● 給付金の直接支払サービスは、当社が提携する医療機関で次の特約の対象となる所定の診療を受けられたときにご利用いただけます。

特約	対象となる診療(※1)	給付金のお支払額	お支払いの限度額
がん特定治療 保障特約	・評価療養(先進医療を除きます。) ・患者申出療養 ・自由診療(所定の病院で行われる場合に 限ります。)(※2)	診療にかかわる費用 と同額(※3)	保険期間を通じて 1億円(※4)
先進医療特約	・先進医療(重粒子線治療・陽子線治療に 限ります(2025年7月現在。))	先進医療にかかわる 技術料と同額	保険期間を通じて 2,000万円

● 給付金の直接支払サービスの対象となる医療機関については当社ホームページ (<https://www.tmn-anshin.co.jp/>) をご確認ください(※5)。

(※5)対象となる医療機関は変更となる可能性がありますので、診療を受けられる前に最新の医療機関をご確認ください。

- (※6) お取扱条件等の詳細は、当社ホームページでご確認いただけます。

● 給付金の直接支払サービスは、給付金をお支払いできる場合に限りご利用いただけます。
 次のような場合は、給付金の直接支払サービスをご利用いただけません。この場合、公的医療保険制度等により給付対象となる費用等を除き、診療にかかわる費用はお客様の自己負担となります。

【例】給付金の直接支払サービスをご利用いただけない場合

- 上記のほか、当社所定のお取扱条件を満たさない場合も、給付金の直接支払サービスをご利用いただけません。この場合、給付金のお支払いは診療を受けた後となり、それまでの間、お客様が医療機関に支払う費用をご用意いただくことが必要となる場合があります。

- 給付金の直接支払サービスは、給付金受取人からのお申出に応じてお取扱いします。
(サービスを利用せず、お客様自身で給付金をお受け取りいただくことも可能です。)

- 給付金の直接支払サービスを利用される場合、当社は被保険者の同意を得て、被保険者の病状や診療内容等について、提携する医療機関に直接照会したり、提携する医療機関から必要書類の提出を直接受けることがあります。
- 法令等の改正により医療制度に変更が生じたり、厚生労働大臣による病院の指定・承認が取り消されるなどの場合は、将来予告なく、給付金の直接支払サービスの対象となる診療の範囲やお取扱条件等について変更を行ったり、対象となる病院を紹介できなくなることなどがあります。

・給付金の直接支払サービスの対象となる医療機関およびお取扱条件等は、当社ホームページ (<https://www.tmn-anshin.co.jp/>) に掲載しています。
当社のホームページから「提携病院」で検索いただくか、または「お客様への重要なお知らせ」等からご確認ください。

・給付金の直接支払サービスのご利用にあたっては、診療を受けられる前に当社の取扱者／代理店または保険金請求受付専用ダイヤルにご連絡ください。

サービスに関するお問い合わせ・連絡先

保険金請求受付専用ダイヤル



0120-536-338

受付時間

平日 9:00 ~ 18:00 / 土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

その他の重要事項

お申込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容について必ずご確認ください。また、申込書・告知書の注意事項等を十分にご確認のうえ、お申込みください。

個人情報の取扱いに関するご案内

当社および東京海上グループ各社(※)は、本手続きにおいて取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

①保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること

②保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること

③保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

④再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、**当社ホームページ**(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

(※)「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます。)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

(補足)

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。

上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、**当社ホームページ**(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

契約内容登録制度・契約内容照会制度

➡「ご契約のしおり(生命保険に関するお知らせ)」P.116～

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約等のお引受けの判断または保険金・給付金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

(※)詳細は「ご契約のしおり」または当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

支払査定時照会制度

➡「ご契約のしおり(生命保険に関するお知らせ)」P.117～

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、各生命保険会社等(※)とともに、保険金・給付金等のお支払等の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等(※)の保有する保険契約等に関する下記の項目を共同して利用しております。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内のもの)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

(※)各生命保険会社等とは、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

MEMO

Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について

Web約款の特長

- ・「Web約款」とは、インターネットにより閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。
- ・パソコン等で閲覧することができますので、冊子として保管する必要はなく、紛失の心配もありません。
- ・読みやすいサイズに文字を拡大したり、検索機能を利用して読みたい箇所を探すことができます。

Web約款の閲覧方法

STEP 1

以下のいずれかの方法で「Web約款」の掲載ページにアクセスしてください。

- 1 以下のURLを入力するか、「あんしん生命 Web約款」で検索してください。

<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/>

あんしん生命 Web約款 

- 2 右記の二次元バーコードを読み取ってください。



- 3 当社ホームページのトップページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)から

 Web約款 をクリックしてください。

STEP 2

〈ご契約前にご覧いただく場合〉

「お申込みをご検討中のお客様」を選択した後、該当する「保険種類」を選択してください。

〈ご契約後にご覧いただく場合〉

「ご契約中のお客様」を選択した後、該当する①「保険種類」および②「ご契約日」(*)を選択してください。

(*)ご契約日は保険証券でご確認いただくことができます。

(*)上記の画面はイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、お申し込みください。なお、「ご契約のしおり・約款」について冊子をご希望される場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター

生命保険に関するご相談・お問い合わせは
あんしん生命 カスタマーセンター



0120-016-234

受付時間 平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

募資：25-KL11-S011

お問い合わせ先

[募集代理店]

愛知県職員生活協同組合

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目3番2号

愛知県自治センター3階

TEL:052-954-6851

[引受保険会社]

「差出人・還付先」



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル18階

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>